

別紙 本件パワハラ行為一覧表

番号	時期	原告の主張	被告Yの認否	被告Yの主張(背景事情)
1	H25.12頃	<p>本件請負契約1の案件から外したこと</p> <p>本件請負契約1について、被告Yは、原告に対し、「お前は、困って手を差し出してきた人に対して、その手を払いのけた。この件から外す。着工までは私がやるからそれまでこの件に関わるな。」「そんな考え自体を言う時点で任せられない。お前は新規案件発掘に専念しろ。」「このまま着工までいられると思うなよ。」などと言って、原告の新規案件であったにもかかわらず原告を外した。</p>	<p>被告Yが、原告を本件請負契約1の案件から外したことはない。</p>	<p>原告の顧客に対する対応が適切ではなかったことから、社内において爾後原告に本件請負契約1を担当させるのは困難との判断がなされた。その結果、担当は外さないものの、以降は新規受注案件を増やすことに専念することが社内において決められた。すなわち、原告が事実上本件請負契約1の対応を外れたのは、会社の方針である。</p> <p>被告Yは、原告に対して「この件から外す」などとは言っていない。また、新人の場合、新規受注案件のノルマがあることから、そちらに専念せよというニュアンスのことは言ったかも知れないが、「このまま着工までいられると思うなよ」等と言ったことはない。</p>
2	H26.1頃	<p>担当に戻す振りをして原告をからかったこと</p> <p>本件請負契約1について、被告Yは、原告に対して、案件に「戻りたいか。」と聞き、答えられないでいる原告をみて「即答できなかったのでダメー。」などと言った。</p>	<p>否認する。</p>	<p>案件の担当を外れていない以上、「戻りたいか」と尋ねることもあり得ない。</p>
3	H26.初旬	<p>本件請負契約2の案件から外したこと</p> <p>本件請負契約2について、原告の書類作成上のミスをつっかき自身の新規案件であったにもかかわらず被告Yより外された。原告が契約締結時に同行を願い出るも被告Yから「お前の席はない」と断られた。</p>	<p>否認する。 被告Yが、原告を本件請負契約2の案件から外したことはない。</p>	<p>原告が書類上施主の名前を変換間違えたものを作成するミスを行ったことは認める。</p> <p>しかし、被告が本件請負契約2の担当から外されたことはない。</p> <p>また、契約締結時に同行を願い出て、これに対して被告YないしはAが同行を認めなかったことはあるかもしれないが、それは被告会社内部の担当の配点の問題からに過ぎない。</p>
4	H26.初旬	<p>担当であった案件の資料を見せないこと</p> <p>原告が自身の担当であった本件請負契約2の契約後の資料等について、被告Yに対し今後のステップアップのために見ておきたいと願い出るも正当な理由なく拒否された。</p>	<p>否認する。</p>	

5	H26.2頃	<p>判子の代金を受け取られからかわれたこと</p> <p>原告が自分が代金を負担するつもりで領収証をもらわずに認印を購入するも、被告Yから「いくらだったか」「いいから早く言え。」と言われ判子代金を受けとられる。その後、支店長が戻ってくると被告Yは「原告に印鑑を買わせました。」などと言った。</p>	<p>否認する。被告Yが、判子の代金を原告に手渡したことは認めないが、そのことで被告Yが原告をからかったことはない。</p>	<p>被告Yが原告に契約者の認印の買い物を頼み、これに対して原告が購入の領収書を取得せず認印を購入してきたこと、そこで、被告がポケットマネーで同代金相当額を原告に渡したことはあるが、支店長に対し「原告に印鑑を買わせました。」などとは言っていない。</p>
6	H26.3末頃	<p>他の社員との接触を禁止されたこと</p> <p>原告は被告Yより、「三案件を取れない人がいると、会社の雰囲気は緩む」などと言われ、他の社員との接触をとらないよう、定時よりも早く帰社し直帰扱いで打刻をし、夜訪に出るように指示された。</p>	<p>否認する。被告Yが、原告に対し、他の社員との接触を禁止したことはない。</p>	<p>被告Yが定時(午後6時頃)よりも早く帰社し直帰扱いで打刻をし、夜訪に出るように指示したことは認める。営業担当は直帰する場合一旦会社に戻ってタイムカードを打刻し、その後営業に出ることとされていた。営業担当は、概ね午後6時ころ一旦会社に戻り、タイムカードを打刻して、再度営業へ向かっていた。ところが原告は、午後5時頃には既に帰社していたため、これについて被告Yは原告に対し、勝手な行為は社内の雰囲気が緩むと述べ、今後は事業所内におけるルールを守るように指示した。</p>
7	H26.3末頃	<p>「外に出てもいいんだぞ」と言われる</p> <p>原告は、被告Yの指示に従い午後5時にいったん帰社すると、被告Yから「なぜこんな早くに帰ってきたのか。他社員がまだ頑張ってる外回りしているのに何を考えているんだ。」とからかった。また、午後8時ころまで暴言が続き「外に出てもいいんだぞ」などと言われた。</p>	<p>否認する。被告Yが原告に対し、「外に出て二人で話そう」と持ちかけたことはあるが、「外に出てもいいんだぞ」などと言ったことはない。</p>	<p>この時に限らず被告は原告との会話の過程で、外に出て二人で話をしようと持ちかけたことはある。それは、社内であまり話をしていたら、他の社員に迷惑がかかると被告が考えたからであり、決して暴力を振るうためではない。実際、被告は原告に対し暴力を振るったことは一切ない。</p>
8	H26.4.9	<p>自主退職を迫られたこと</p> <p>原告は、会社の駐車場において、就業後から深夜12時を過ぎるまで被告Yより営業センスがないなどと自主退職を迫られた。</p>	<p>否認する。被告Yが原告に対し自首退職を迫ったことはない。</p>	<p>日にち及び時間は不知だが、この頃被告Yと原告が、駐車場で仕事のことについて話し合ったことはある。</p>

9	H26.4.26	<p>復職後の暴言 被告Yは、原告が復職した際、原告に対し、「これだけ休んでおいてお土産はないのか。なければいつまでに三案件揃えられるのか。一度ケツを割った人間がノコノコ帰って来られると思うなよ。」「支店長もお前はガンだと言っていたぞ。」「揃えられなかった際には、今度こそ引導を渡すからな。」などと言った。 また、被告Yは「5月10日までは支社に顔を出すな。お前みたいなガンウィルスがいると会社の雰囲気が悪くなるし、みんなにうつるから直行直帰で仕事をするように。」などと言って、原告に朝礼に出ることを禁じた。</p>	否認する。 被告Yは原告に対し暴言を吐いてはいない。	被告Yは、原告が復職を求め、復帰してきたことを受けて、これまでどおり、月3件の新規案件を発掘できるように努力するよう伝えた。その過程で「一度辞めるという話を出した人間は、よほど頑張らねばならない」と原告を叱咤激励したり、「案件を揃えられないということは、仕事への取り組み姿勢が誤っている」と言い、原告の奮起を促したことはある。また、朝礼に出ずにすぐに営業に出た方が、新規案件発掘に繋がることから、原告の便宜のために、支店長とも相談し、原告に対し、直行直帰しても良いとしたこともある。しかしながら、このような過程で、「お前みたいなガンウィルスがいると、会社の雰囲気が悪くなるし、みんなにうつるから直行直帰で仕事するように」などとは述べていないし、原告を必要以上に責め立てたり、罵ったりはしていない。
10	H26.5.31	<p>「分母が広がって目標達成できない」と言われる 被告Yは、原告に対し、「被告会社にいる必要はない。辞めてほしい。使えない社員がいると分母が広がって目標達成ができない。」などと言った。</p>	日付は不明であるが、被告が原告に対して、「分母が広がって目標達成ができない」とのニュアンスの話をしたことは概ね認める。	当該被告の発言も、原告の奮起を促すための叱咤激励の趣旨で述べたものである。
11	H26.6.2	<p>「報奨金もすべてやるから」と言われる 被告Yは、原告に対し、電話で「お前、キモイねんっ！もういいからお願いだから辞めてくれ。お前がいるとガンが移る。報奨金もすべてやるから。」などと言った。6月22日までに有力案件3つをそろえることに決める。</p>	否認する。 電話で被告が原告に対して同項記載の発言をしたこと自体はない。	ただし、当時このようなニュアンス、すなわち「辞めてくれ」「報奨金はすべてやるから」という趣旨のことを被告が原告に述べていたことは認める。しかしながら、これも突然ではなく、営業態度が改まらない原告に対し、その指摘及び叱咤激励のために述べたものである。 なお、6月22日までに有力案件3つを揃えることになったことは認める。
12	H26.6.3	<p>報奨金に執着していると笑いにされる 被告Yは、原告に対し退職しても「報奨金は何らかの形で渡すようにする」などと言うも、翌日には、他の社員に対し、原告が営業報奨金に執着していると言って笑いにした。</p>	否認する。 被告Yが、原告に報奨金に執着していると笑いにしたことはない。	原告に対し「報奨金は何らかの形で渡すようにする」と述べたことはある。この時期原告が被告に対し「辞めたら営業報奨金は貰えないのですか」と再三尋ねてきたため、被告は原告に対しこのように述べた。